

社会福祉法人博愛会役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人博愛会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬等に関し、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事及び評議員をいう。

(報酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案し、役員等報酬表に定める基準に基づき、支給する。

2 上記以外の役員等の報酬は次のとおりとする。

理事、監事、評議員

1日 3,341円

3 報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と実績等を勘案し、見直すことができるものとする。

4 理事において、施設の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。ただし、時間外等で理事会（評議員会を含む）等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

5 全理事・全監事・全評議員の年間の報酬額は次のとおりとする。

(1) 第3条第1項に定める理事 2,400,000円以内とする

(2) 第3条第2項に定める理事 160,000円以内とする

(3) 第3条第2項に定める監事 100,000円以内とする

(4) 第3条第2項に定める評議員 100,000円以内とする

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条1項の役員等の報酬の支払日は毎月25日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）とし、金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条第2項の役員等については、その都度現金にて支払うものとする。

2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(役員費用弁償)

第5条 役員が職務のために旅行（出張）した場合は、社会福祉法人博愛会役員旅費及び費用弁償規程により、その費用を弁償する。

(傷病見舞金)

第6条 役員等が傷病により入院が継続して20日以上に及んだときは、別表1に定める見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第7条 役員等が地震、火災、水害その他不時の災害を受けたときは、別表1に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第8条 役員等の弔慰に関しては、社会福祉法人博愛会職員弔慰基準を準用する。

(改正)

第9条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人博愛会理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は令和元年 10 月 1 日から施行する。

役員等報酬表

職 名	区 分	支 給 額	備 考
理事長	主たる勤務場所を法人とする者（常勤）	月額 200,000円以内	

別表1 見舞金

区 分	支 給 額	備 考
傷病見舞金	私傷病見舞金 5,000円 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 5,000円	
災害見舞金	被害の程度により 10,000円以上20,000円以内	